## 1-2 提出書類ごとの注意事項

書類提出にあたり、書類の種類ごとに特有の操作および考え方が必要となる場合があります。各書類の留意事項について以下に記載します。

## 1-2-1 有価証券届出書

#### <組込方式の有価証券届出書>

組込方式の有価証券届出書は、提出済の有価証券報告書(PDF 形式)ファイルを添付します。

取下書を提出できます。

#### <参照方式の有価証券届出書>

参照方式の有価証券届出書は、システムにより、直近に提出した有価証券報告書を参照 書類として表示します。

取下書を提出できます。

なお、売出人が個人である有価証券届出書を提出する時は、「売出人の住所を詳細に記載した届出書」を「PrivateDoc」(非縦覧書類)へ、「売出人の住所を市区町村まで記載した届出書等」を「PublicDoc」(縦覧書類)へ格納してください。

また、当該書類に係る「売出人の住所を詳細に記載した添付書類」がある場合には、添付書類を「PrivateAttach」(非縦覧添付書類)へ格納するとともに、「売出人の住所を市区町村まで記載した添付書類」(縦覧添付書類)を「AttachDoc」へ格納してください。

「PrivateDoc」、「PublicDoc」、「PrivateAttach」、「AttachDoc」 については、『提出書類ファイル仕様書 1章 フォルダの準備 1 使用するフォルダについて、2章 提出書類の作成 3 PublicDoc、5 AttachDoc、7 PrivateDoc、8 PrivateAttach』をご覧ください。

## 1-2-2 有価証券報告書

#### < 内国会社の有価証券報告書>

同一事業年度等に複数の有価証券報告書は提出できません(誤って決算期を入力し、将来の有価証券報告書の提出ができなくなった場合は証券監査官にご連絡ください)。

代替書面を提出する場合は、PDF を作成し、添付文書として提出します。

### 1-2-8 発行登録書

CP 以外に係る発行登録書は、EDINET へ書類を提出する際に、発行登録期間(1 年か 2 年)を選択します。

なお、売出人が個人である発行登録書を提出する時は、「売出人の住所を詳細に記載した発行登録書」を「PrivateDoc」(非縦覧書類)へ、「売出人の住所を市区町村まで記載した発行登録書等」を「PublicDoc」(縦覧書類)へ格納してください。

また、当該書類に係る「売出人の住所を詳細に記載した添付書類」がある場合には、添付書類を「PrivateAttach」(非縦覧添付書類)へ格納するとともに、「売出人の住所を市区町村まで記載した添付書類」を「AttachDoc」(縦覧添付書類)へ格納してください。

「PrivateDoc」、「PublicDoc」、「PrivateAttach」、「AttachDoc」 については、『提出書類ファイル仕様書 1章 フォルダの準備 1 使用するフォルダについて、2章 提出書類の作成 3 PublicDoc、5 AttachDoc、7 PrivateDoc、8 PrivateAttach』をご覧ください。

## 1-2-9 発行登録取下届出書

発行登録書の関連書類として提出します。EDINET へ提出時に、取下げ理由の選択が必要です。

## 1-2-10 届出の取下げ願い

有価証券届出書の関連書類として提出します。EDINET へ提出時に、取下げ理由の選択が必要です。

## 1-2-11 内部統制報告書

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社その他政令で定める方 (上場会社等)は「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せて提出することが 義務付けられています。「内部統制報告書」を提出する場合は、これら報告書等と並行し て準備を進め、併せて提出してください。

## 1-2-12 公開買付届出書

EDINET へ書類提出時に公開買付期間末日の入力が必要です。また、期間延長請求を受けた場合、公開買付期間を延長しなければならない場合があります。

意見表明報告書に対して対質問回答報告書を提出する場合は、他社株の公開買付届出書から関連書類として提出できます。

発行者以外の者による公開買付で、共同買付者が存在する場合は EDINET で提出書類 ヘッダ作成時に「共同買付者:有」を選択し、提出書類作成画面にて共同買付者を指定してください。また、共同買付者がいる場合は、親書類および訂正届出書等とも、仮登録完了後にすべての共同買付者から承認を受けなければ提出ができません。

## 1-2-16 その他の書類

その他の提出書類として以下の書類があります。

#### <親書類として提出する書類>

- 有価証券通知書
- 自己株券買付状況報告書
- ・別途買付禁止の特例を受けるための申出書
- ・ 基準日の届出書

#### <関連書類として提出する書類>

- 発行登録追補書類
- 発行登録通知書
- ·公開買付撤回届出書
- 公開買付報告書
- ・その他の訂正報告書および変更通知書
- ・ 訂正報告書に係る確認書

なお、売出人が個人である訂正届出書、発行登録追補書類又は訂正発行登録書を提出する時は、「売出人の住所を詳細に記載した訂正届出書、発行登録追補書類又は訂正発行登録書」を「PrivateDoc」(非縦覧書類)へ、「売出人の住所を市区町村まで記載した訂正届出書、発行登録追補書類又は訂正発行登録書」を「PublicDoc」(縦覧書類)へ格納してください。

また、当該書類に係る「売出人の住所を詳細に記載した添付書類」がある場合には、添付書類を「PrivateAttach」(非縦覧添付書類)へ格納するとともに、「売出人の住所を市区町村まで記載した添付書類」を「AttachDoc」(縦覧添付書類)へ格納してください。

「PrivateDoc」、「PublicDoc」、「PrivateAttach」、「AttachDoc」 については、『提出書類ファイル仕様書 1章 フォルダの準備 1 使用するフォルダについて、2章 提出書類の作成 3 PublicDoc、5 AttachDoc、7 PrivateDoc、8 PrivateAttach』をご覧ください。



### 報告書代替書面について

金融商品取引法に定められた「報告書代替書面」を提出する場合は、あらかじめ承認を受ける必要があります。 承認後、「報告書代替書面」は PDF に変換し「AttachDoc」フォルダに保存して提出してください。 詳しくは管轄財務局等へお問合せください。

# 7 PrivateDoc

公衆の縦覧に供しない書類(本文)を提出する場合に使用する「PrivateDoc」フォルダについて説明します。

公衆の縦覧に供しない書類(本文)の提出は、公衆の縦覧に供しないことを財務局長等が承認した場合、または公衆の縦覧に供しない旨法令等により規定されている場合にのみ行うことができます。

## 7-1 保存できるファイル

「PrivateDoc」フォルダの直下には、公衆の縦覧に供しない書類の本文 (HTML ファイル) を保存します。フォルダ構成およびファイル等の詳細は、「PublicDoc」と同様です。詳しくは『3 PublicDoc』(p.29) をご覧ください。

なお、表紙ファイルは「PublicDoc」フォルダ内に作成するため、「**PrivateDoc」フォル ダ内への表紙**作成は不要です。



## 公衆の縦覧に供しない書類(本文)とは

- ① 金融商品取引法第二十五条第四項の承認を受けた場合、または第二十七条の二十八第三項
- ② 発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第三十三条第四項
- ③ 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十一条第二項および外国債等の発行者の内容等の開示に関する 内閣府令第十七条第二項

の規定に基づき、提出書類本文に公衆の縦覧に供しない部分を含む場合に作成する書類です。公衆の縦覧に供しない部分を含む本文すべてを「PrivateDoc」フォルダに保存し、「PublicDoc」フォルダには公衆の縦覧に供しない部分を除き、縦覧される本文を保存します。

# 8 PrivateAttach

公衆の縦覧に供しない書類(代替書面、添付文書)を提出する場合に使用する「PrivateAttach」フォルダについて説明します。

公衆の縦覧に供しない書類(代替書面、添付文書)の提出は、公衆の縦覧に供しないことを財務局長等が承認した場合、または公衆の縦覧に供しない旨法令等により規定されている場合にのみ行うことができます。

## 8-1 保存できるファイル

「PrivateAttach」フォルダには公衆の縦覧に供しない書類の添付文書(HTML ファイルまたは PDF ファイル)を保存します。フォルダ構成およびファイル等の詳細は、「AttachDoc」フォルダと同様です。詳しくは『5 AttachDoc』(p. 45)をご覧ください。

# WEWO

## 公衆の縦覧に供しない書類(代替書面、添付文書)とは

- ① 金融商品取引法第二十五条第四項の承認を受けた場合
- ② 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三十三条第四項
- ③ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第二条第二項
- ④ 第八条第二項の規定に基づき提出書類の添付書類に公衆の縦覧に供しない書類を含む場合
- ⑤ 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十一条第二項及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十七条第二項の規定に基づき、届出書の添付書類の中に売出人の住所等が含まれる場合

に作成する書類です。公衆の縦覧に供しない代替書面または添付書類を「PrivateAttach」フォルダに保存します。